

平成31年2月26日

一般社団法人 京都府建設業協会
会長 小崎 学 様

京都市消防局長
荒木 俊 晴

新規店舗開業に伴う消防署への事前相談及び届出について (お願い)

日頃は、本市の消防行政の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
従前より新規店舗開業前には、消防署へ自動火災報知設備などの消防用設備等についての事前相談や防火管理者選任届出書等の各種届出の提出を店舗の関係者をお願いしているところ です。

一方で、事前相談をせず、必要な届出もないまま開業する店舗もあり、消防署の立ち入り検査等で消防法令違反が発覚することも少なくありません。

特に消防用設備等については、開業後の設置が困難である場合が多いため、消防法令違反が継続し、火災発見の遅れにより、利用者の避難が困難となるなど、危険な状態となるだけでなく、行政処分の対象となる可能性もあります。

今般、消防法令違反を未然に防ぎ、火災の被害を軽減するため、消防署への事前相談の啓発ビラを作成しましたので、貴协会会员（組合員、職員）の皆様と関係者の方々に配布していただきますよう、ご協力をお願いします。

京都市消防局予防部予防課（担当：黒田）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2

TEL 075-212-6685 FAX 075-252-2076

E-mail yobou@city.kyoto.lg.jp

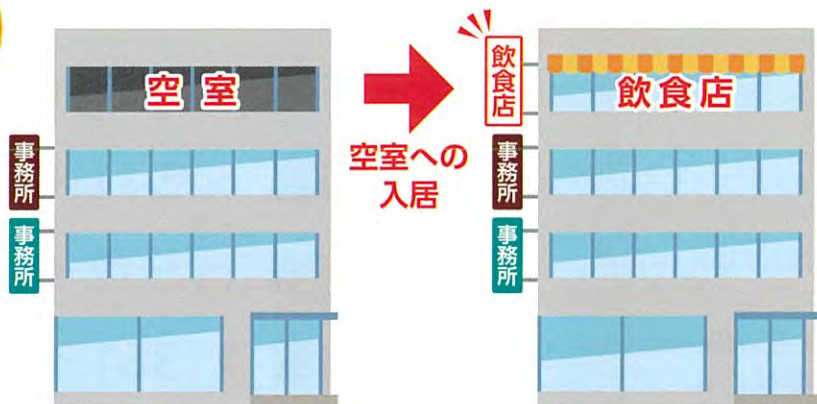
飲食店などを始められる方へ

事前に消防署へ相談してください!!

改装により、知らない間に
消防法違反になる場合があります。

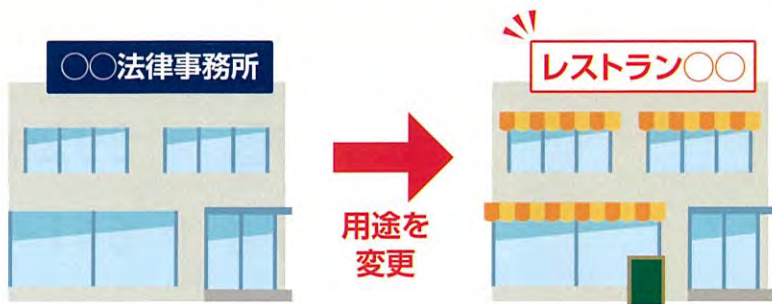


事例
1



事務所ビルの空テナントに飲食店などが入居すると、建物全体に**自動火災報知設備**などが必要となる場合があります。

事例
2



建物の用途変更により、**防火管理者の選任**が必要になる場合があります。

消防法に違反した場合

違反建物を公表

ホームページで公表

消防局のホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性をお知らせする場合があります。



行政処分の対象

消防法に基づく命令を受ける場合や、告発され処罰の対象となる場合があります。命令を受けると危険を知らせる標識が設置されます。



京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

お客様や従業員の方の安全を守るため、まず消防署へ相談しましょう。

消防法違反に気付かず、結果的に防火安全上、危険な状態になってしまいます。

消防署への届出の流れ(例)

1 事前相談

- 必要となる消防用設備等、営業開始までの手続き等を確認してください。
- 事業所の平面図等を持参してください。

2 各種届出

- 事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。
○防火対象物使用(変更)届出書 ○工事整備対象設備等着工届出書

3 工事完了

- 工事完了後、届出書を基に消防職員が現地確認を行います。
消防署に連絡し、現地確認の日程調整を行ってください。
※工事内容等により中間検査を実施することもあります。

4 現地確認

- 消防署の現地確認を受け、消防法令に適合しているか、火災予防上支障がないかチェックを受けてください。
※工事内容等により検査内容は異なります。

5 指示事項の是正

- 現地確認で指摘を受けた事項を是正し、消防署に報告してください。
※是正内容により再検査を行うことがあります。

6 防火管理者選任

- 防火管理者の選任が義務付けられる事業所等の場合、消防署へ選任等の届出を行ってください。
○防火(防災)管理者選任届出書 ○消防計画作成(変更)届出書
- 従業員等に対して、事業所内の防火安全体制について、教育を行うとともに、消防訓練を実施してください。

7 営業開始

- 営業が開始されれば、消防用設備等の点検報告を行う等、適正に防火管理を実施してください。
- 営業後も、消防署が立入検査を行うことがあります。

お問合せは
最寄りの消防署まで
お願いします。



北消防署 ▶ 491-4148

上京消防署 ▶ 431-1371

左京消防署 ▶ 723-0119

中京消防署 ▶ 841-6333

東山消防署 ▶ 541-0191

山科消防署 ▶ 592-9755

下京消防署 ▶ 361-4411

南消防署 ▶ 681-0711

右京消防署 ▶ 871-0119

西京消防署 ▶ 392-6071

伏見消防署 ▶ 641-5355